

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成21年7月3日

【会社名】 株式会社アイフリーク

【英訳名】 I-FREEK INC.

(注) 平成21年6月25日開催の定時株主総会の決議により定款の一部変更が行われたことにより、当社の英訳名を「I-FREEK CO., INC.」から「I-FREEK INC.」へ変更しております。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永 田 万里子

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

【電話番号】 092(738)3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理グループ長 猪 俣 英 夫

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

【電話番号】 092(738)3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理グループ長 猪 俣 英 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社アイフリーク 東京支店
(東京都港区麻布十番一丁目10番10号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成21年5月22日開催の取締役会において、平成21年11月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社日本インターシステムを吸収合併することを決議し、同日合併契約書に調印いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社日本インターシステム
本店の所在地	東京都豊島区南大塚二丁目45番8号
代表者の氏名	代表取締役 竹中 光宏
資本金の額	20,000千円（平成21年3月31日現在）
純資産の額	191,109千円（平成21年3月31日現在）
総資産の額	379,651千円（平成21年3月31日現在）
事業の内容	Eコマースを活用した美容商材等の小売及び卸売他

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高（千円）	1,628,612	1,486,339	1,690,487
営業利益（千円）	141,588	69,608	47,377
経常利益（千円）	142,674	70,436	47,735
当期純利益（千円）	70,527	38,117	24,538

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社アイフリーク 100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係： 当社は株式会社日本インターシステムの発行済株式総数の100%を保有しており、株式会社日本インターシステムは当社の連結子会社であります。

人的関係： 当社の役員2名が株式会社日本インターシステムの役員を兼任しております。

取引関係： 主に保守サービス、システム開発サービスに関する取引があります。

(2) 当該吸収合併の目的

世界的に経済環境が悪化していく中で、事業競争力を強化するためには、経営資源の効率化及び管理コストの低減を図ることが重要であるとの判断から、当社と株式会社日本インターシステムを合併することといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

① 吸収合併の方法

当社を存続会社とし、株式会社日本インターシステムを消滅会社とする吸収合併方式です。

② 吸収合併に係る割当ての内容

本合併による新株の発行、資本金の増加及び合併交付金の支払いはありません。

③ その他の吸収合併契約の内容

契約の内容は、後記の「合併契約書」のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 株式会社アイフリーク

本店の所在地 東京都港区麻布十番一丁目10番10号

代表者の氏名 代表取締役社長 永田 万里子

資本金の額 458,088千円（注）

純資産の額 未定

総資産の額 未定

事業の内容 モバイルコンテンツ事業、モバイルイノベーション事業

（注） ストックオプションの行使による資本金の増加額の見込額は、加味していません。

合併契約書

株式会社アイフリーク（以下「甲」という。）及び株式会社日本インターシステム（以下「乙」という。）は、合併に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で、本合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 合併の方法

本契約に定める諸条件に基づき、甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。本契約に基づく合併を以下「本件合併」という。

第2条 合併当事者

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲： 福岡市中央区大名二丁目4番22号

株式会社アイフリーク

乙： 東京都豊島区南大塚二丁目45番8号

株式会社日本インターシステム

第3条 合併対価の交付

甲は、本件合併に際して、合併対価の交付を行わないものとする。

第4条 資本金及び準備金

甲の資本金及び準備金の額は、本件合併により増加しないものとする。

第5条 効力発生日

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成21年11月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条 合併承認総会

甲は、平成21年6月30日までに、会社法第795条第1項に基づき株主総会を招集し、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。なお、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲は、期日を変更することができる。

第7条 財産及び権利義務の引継ぎ

乙は、平成21年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条 従業員の処遇

甲は、効力発生日に乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員の処遇については、別途甲乙協議の上これを定める。

第10条 合併条件の変更及び合併契約の解除

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 本契約の効力

本契約は、甲及び乙の第6条に定める合併承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条 契約内容の変更

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

第13条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関する甲乙間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるとを問わず、甲乙間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

第14条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第15条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 本契約に定めのない事項

本契約に定める事項の他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約成立の証として、本書1通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

平成21年5月22日

甲：福岡市中央区大名二丁目4番22号

株式会社アイフリーク

代表取締役社長 永田万里子

乙：東京都豊島区南大塚二丁目45番8号

株式会社日本インターシステム

代表取締役 竹中光宏